

1

2

3

4 火山に関する総合的な調査観測計画  
5 (案)

6

7

8

9

10

11

12

13 令和〇年〇月〇日

14

15 火山調査研究推進本部

16

## 17 目次

|    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 18 |                                      |
| 19 | はじめに ..... 2                         |
| 20 | 第1章 火山に関する調査観測の推進についての基本的考え方 ..... 4 |
| 21 | 1. 火山に関する総合的な調査観測の必要性 ..... 4        |
| 22 | 2. これまでの火山に関する調査観測の実績、成果 ..... 5     |
| 23 | 3. 火山に関する調査観測を取り巻く環境の変化 ..... 6      |
| 24 | 4. 我が国の火山に関する調査観測における火山本部の役割 ..... 7 |
| 25 | 5. 火山に関する調査観測の進むべき方向性 ..... 8        |
| 26 | 6. 計画の基本的考え方 ..... 8                 |
| 27 | 第2章 火山に関する総合的な調査観測の実施について ..... 10   |
| 28 | 1. 基盤的な調査観測 ..... 11                 |
| 29 | (1) 陸上の基盤的な調査観測 ..... 11             |
| 30 | (2) 海域の基盤的な調査観測 ..... 14             |
| 31 | (3) 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査 ..... 15      |
| 32 | 2. 機動的な調査観測 ..... 18                 |
| 33 | 3. リモートセンシング技術の活用 ..... 20           |
| 34 | 4. 物質科学分析 ..... 22                   |
| 35 | 第3章 火山に関する総合的な調査観測の結果の流通と公開 ..... 24 |
| 36 | 1. 調査観測結果の流通と公開の基本的な考え方 ..... 24     |
| 37 | 2. 火山に関するデータベース・データ流通の現状 ..... 24    |
| 38 | 3. 今後の推進方策 ..... 25                  |
| 39 | おわりに ..... 27                        |
| 40 |                                      |
| 41 |                                      |

42 はじめに

43 我が国は、111 の活火山を有する世界有数の火山国であり、火山噴火による災害が  
44 繰り返されてきた。

45 · 平成 3 年(1991 年)雲仙岳噴火では火碎流による人的被害が生じた。

46 · 平成 12 年三宅島噴火では全島避難が長期化し住民の暮らしに甚大な影響が生じ  
47 た。

48 · 平成 26 年御嶽山噴火では、火口周辺に滞在していた多くの登山者等が被災した。

49 火山噴火による災害を軽減するためには、火山に関する観測、測量、調査及び研究  
50 を実施し、火山活動を適切に評価する必要がある。

51 我が国における火山に関する観測、測量、調査及び研究は、これまでも関係行政機  
52 関や大学、研究機関等で実施されてきたが、国として一元的に推進するため、活動火  
53 山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）の改正により、令和 6 年 4 月、文部  
54 科学省に政府の特別の機関として火山調査研究推進本部（以下「火山本部」という。）  
55 が設置された。

56 活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害の軽減に向け、火山の調査観測を進  
57 めていくためには、関係行政機関や大学、研究機関等による連携の下、総合的な調査  
58 観測計画が必要である。そのため、我が国全体の計画として、火山本部による火山に  
59 關する総合的な調査観測計画（以下「調査観測計画」という。）の策定が法定化され  
60 た（活火山法第 31 条第 2 項第 3 号）。

61 調査観測計画の策定に向けて、

62 · まず、令和 7 年 3 月に、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進について  
63 の総合的かつ基本的な施策の中間取りまとめ（以下「総合基本施策」という。）  
64 が決定され、調査観測を推進するための方針が示された。

65 · これを受けて、調査観測計画の具体的な内容を議論すべく、令和 7 年 5 月に、火  
66 山本部政策委員会総合基本施策調査観測計画部会調査観測計画検討分科会（以  
67 下「調査観測計画検討分科会」という。）が設置された。

68 · そして、調査観測計画検討分科会において、総合基本施策の方針が示された「当  
69 面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項」に基づき立  
70 案作業に取り掛かった。

71 こうした経緯を経て策定された高密度で具体的な計画が、「火山に関する総合的な  
72 調査観測計画」（以下「本計画」という。）である。

73 本計画は、我が国において初めてとなる、国による火山に関する総合的な調査観測  
74 計画であり、多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測するための調査及び研究の  
75 推進の基盤となることを目指す。本計画では、総合基本施策に基づき、当面 10 年間  
76 で推進すべき調査観測に係る具体的な事項を提示しつつ、より長期的視野に立った調査

- 77 観測の望ましい姿を提示する。
- 78 今後、本計画については、最新の科学技術動向、計画の実施状況・評価等を踏まえ  
79 ながら、必要に応じて見直し・補完していくものとする。

# 80 第1章 火山に関する調査観測の推進についての基本的考え方

81

## 82 1. 火山に関する総合的な調査観測の必要性

### 83 <火山活動の自然現象としての特徴>

84 火山噴火は不均質な地質構造の下で起こる多様かつ非線形な現象である。この多  
85 様性は、噴火の時期、場所、規模、様式、その推移として顕在化し、幅広い時空間  
86 スケールを有する現象が複雑に絡み合うことで生じる。

87 火山活動においては、マグマ中の気泡・結晶の形成のようなナノメートルスケー  
88 ルでの観察が必要な物理化学過程と、マグマの生成・上昇のような数十キロメート  
89 ル以上に及ぶマクロな地質現象が相互に影響し合う。また、100万年以上にわたつ  
90 てマグマ蓄積が起きている火山においても、その活動の一部として、1秒以下の時  
91 間スケールで刻一刻と表面現象が推移するような火山噴火が発生する。

92 このような幅広い時空間スケールを有する火山活動を理解するには、直接見るこ  
93 とができない地下のマグマや熱水の動き・性質を、時空間的に高い分解能で、かつ  
94 長期間にわたって調べる必要がある。

### 95 <調査観測対象の特性>

96 火山に関する総合的な調査観測の対象（地震活動、地殻変動、火山体構造、噴火  
97 履歴、火山噴出物など）について、その特性を活用した調査観測手法を用いること  
98 で、地下の火山活動を間接的に可視化できる。

99 例えば、地震活動からは、地下のマグマ・熱水の移動や、火山体や周辺地殻内の  
100 応力変化が読み取られる。地殻変動からは、地下のマグマ・熱水つまりの時空間変  
101 化が調べられる。火山体構造は、マグマつまりや熱水つまりの位置等、噴火の発生  
102 場に関する基礎的な情報となる。噴火履歴調査からは、過去の火山噴火の規模、様  
103 式、推移を明らかにできる。火山噴出物の分析からは、火山活動を駆動する、マグ  
104 マ、火山ガス、熱水等の物理化学的特徴を明らかにできる。

105 一方で、地表における火山活動についても、リモートセンシング技術等の活用に  
106 より、火山噴煙等の表面現象の観測が可能である。また、大気や海水の振動である  
107 空振や水中音波は、地表や海洋における噴火活動の把握に利用できる。

108 これら調査観測の対象は、それぞれが質の異なる情報を提供し、単独では火山活  
109 動の一側面を表すにとどまる。気液固相の物質が複雑に絡み合う現象が時空間的に  
110 変化する、多様な火山活動の全体を把握するためには、これらの手法を組み合わせ  
111 た多項目による総合的な調査観測が必要である。

112 <火山の調査観測に求められる総合性>

113 多様な火山活動の全体を把握するための総合的な調査観測においては、時空間的  
114 な総合性や、科学的知見としての分野横断性と統合性が必要であるとともに、その  
115 活用には社会連携の観点が求められる。

116 まず、火山活動は地球上の様々な場が関わる現象であるため、地下・地表・大気・  
117 海洋を三次元的に観測する空間的総合性が必要である。次に、火山活動の幅広い時  
118 間スケールを網羅するためには、静穏期から噴火時・噴火後までを一貫して観測す  
119 る時間的総合性が必要である。また、火山活動を反映する各種の多項目観測データ  
120 を解釈するため、地震学・測地学・地球電磁気学・地球熱学・岩石学・地球化学・  
121 地質学などの知見を有機的に繋げる分野横断性が必要であり、多項目観測データの  
122 統合解析は、火山に関する総合的な評価と火山活動の推移予測の鍵となる。さらに、  
123 得られた成果を防災機関・自治体・住民に迅速に還元するための社会連携の観点も  
124 必要である。

125 上記に示した火山の調査観測に求められる総合性を満たす調査観測の体制（以下  
126 「調査観測体制」という。）は、地下のマグマ・熱水の動き・性質を可視化し、火  
127 山活動と火山ハザードの把握・予測をするための調査及び研究の基盤となる。また、  
128 火山活動変化や火山ハザードの把握に必要な即時性と、常時観測の長期性を両立す  
129 る調査観測を、限られたリソースを有効に活用し、効果的に行うための戦略が必要  
130 である。

131

132 2. これまでの火山に関する調査観測の実績、成果

133 我が国における火山に関する調査観測は、これまでも関係行政機関や大学、研究  
134 機関等で実施され、各機関の協力の下、世界有数の活火山数・密度をカバーしてき  
135 た。

136 <各機関が果たしてきた役割>

137 火山噴火予知についての社会的要請が急速に高まったことから、測地学審議会  
138 （現在の科学技術・学術審議会測地学分科会）は、昭和 48 年に「火山噴火予知計  
139 画の推進について」の建議を行った。これを受けて、昭和 49 年から「火山噴火予  
140 知計画」が実施に移され、火山噴火予知連絡会が設置された。

141 大学や他研究機関は、各火山において、火山噴火予知の実用化を目標とする「火  
142 山噴火予知計画」や各機関の研究方針等に基づく、火山観測点の整備と拡充を進め、  
143 個々の火山の活動をより詳細に明らかにしてきた。そして、「火山噴火予知計画」  
144 の後継である「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」、「災害の軽減に貢  
145 献するための地震火山観測研究計画」に基づき、火山現象予測や解明のための観測

146 研究を実施してきた。このように、大学をはじめとする研究機関を中心に、火山観  
147 測研究を通じた火山学術研究の振興がなされ、火山噴火予知連絡会等を通して、火  
148 山活動評価の高度化にも貢献してきた。

149 また、地方公共団体及びその研究機関等は、各火山において各機関の研究方針に  
150 沿った個別最適による火山観測点の整備と拡充を進め、個々の火山の活動の調査及  
151 び研究と監視に役立ててきた。

### 152 <常時観測点の実績、成果>

153 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院により運用されてきた常時観測点（防  
154 災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET）は、日本全国  
155 の火山とその周辺地域で整備と拡充が進められ、「火山噴火予知計画」に基づいて  
156 設置された火山噴火予知連絡会等における火山活動評価に利用してきた。例えば、

- 157 · 防災科学技術研究所の V-net 等の基盤的観測網では、平成 12 年(2000 年)の  
158 三宅島の噴火において、地震と地殻変動の多項目観測により、地下でのマグ  
159 マの移動から、噴火やカルデラ形成に至る一連の過程を捉えた。
- 160 · 気象庁では、1960 年代から全国の常時観測体制の整備を進め、長期的な観測  
161 を継続してきた。このような長期的な観測データの蓄積や火山噴火の予測に  
162 係る技術の進展により、平成 19 年(2007 年)12 月から噴火警報及び噴火予報  
163 の発表、噴火警戒レベルの導入を開始した。これは科学技術の成果が防災対  
164 策施策へ結実した例である。その結果、浅間山の平成 21 年(2009 年)2 月 1  
165 日の噴火に際しては、平成 16 年(2004 年)噴火の観測データとの比較から、  
166 噴火警戒レベルが 2 から 3 に引き上げられ、噴火発生前に防災対策を講じる  
167 ことができた。そして、令和 7 年時点では、火山本部政策委員会が決定した  
168 「火山調査研究推進本部における活火山等の考え方について」及び活火山法  
169 に基づく火山災害警戒地域の指定を踏まえ、50 の活火山を常時観測・監視し  
170 ている。
- 171 · 国土地理院の GEONET では、霧島山（新燃岳）において、平成 23 年(2011 年)  
172 の噴火での観測データの蓄積により、マグマだまりの動きを的確に反映する  
173 GNSS 観測点の基線が明らかとなり、その成果は平成 30 年(2018 年)の噴火や  
174 令和 7 年(2025 年)の噴火を含む火山活動評価に役立てられてきた。

## 175

### 176 3. 火山に関する調査観測を取り巻く環境の変化

#### 177 <世界における火山国の動向>

178 世界各国でも調査観測体制の充実が図られてきた。例えば、米国や、アイスラン  
179 ド、イタリアにおいては、構築された調査観測体制の方針の下で多くの研究成果が  
180 創出されている。特に、イタリアは、平成 11 年(1999 年)に火山関係の研究機関を

181 統合した INGV (国立地球物理学火山学研究所) を設立して、国として一元的に火山  
182 研究が行われてきた。その結果、イタリアの火山研究の能力は飛躍的に向上し、質  
183 及び量の両面で世界屈指の科学的成果をあげていると評価されている。

#### 184 <近年の科学技術の進展>

185 近年の科学技術の進展は、火山に関する調査観測の発展を後押ししている。近年、  
186 火山ガスや火山灰の観測手法の開発が進展し、物質科学分野を含む多項目観測が推  
187 進してきた。また、情報科学の発達とその活用は、火山の調査観測によって得ら  
188 れる長期間にわたる大量の多項目観測データの解析に寄与する。さらに、ドローン  
189 や地球観測衛星により、人間が容易に近づけない場所の遠隔観測が可能となり、調  
190 査観測範囲が大幅に拡張してきた。

#### 191 <活動火山対策に対する貢献への社会の期待>

192 社会からは、火山の噴火による災害の軽減に対する科学技術の貢献が期待されて  
193 いる。平成 26 年(2014 年)の御嶽山の噴火や平成 30 年(2018 年)の草津白根山（本  
194 白根山）の水蒸気噴火では、火口近傍にいた登山者や観光客が被災したことから、  
195 小規模噴火に関する調査及び研究の強化が求められてきた。また、令和 3 年(2021  
196 年)の福德岡ノ場の噴火において、日本列島の広範囲に漂着した大量の軽石により  
197 社会経済活動に影響を与える事例が認識され、離島や海底火山などアクセス困難な  
198 火山の活動把握の重要性が高まった。さらに、将来起こり得る噴火の対応として、  
199 富士山の大規模噴火の対策立案が進み、「首都圏における広域降灰ガイドライン(令  
200 和 7 年 3 月策定)」が内閣府（防災担当）により取りまとめられた。

#### 201 <持続的な調査観測体制>

202 一方、調査観測体制を維持するためには、多数の火山観測点を適切に保守・更新  
203 する必要があるが、機器や設備の老朽化や、維持費用の確保が問題となっており、  
204 観測点の適切な運用と継続に大きな課題が生じている。そのため、重複のない効率  
205 的な調査観測が必要とされている。

## 206 207 4. 我が国の火山に関する調査観測における火山本部の役割

208 活火山法では、活動火山対策の強化に資するため、関係行政機関、大学、研究機  
209 関等の連携・協力の下、火山本部を司令塔として火山に関する観測、測量、調査及  
210 び研究を一元的に推進するとしている（活火山法第 31 条第 2 項）。そして、火山  
211 本部において、関係機関の共通の方針とするべく、火山に関する総合的な調査観測  
212 計画を策定することとされている。また、当面、調査観測計画の策定に当たって考  
213 慮すべき火山については、火山本部政策委員会が令和 6 年 4 月に「火山調査研究推  
214 進本部における活火山等の考え方について」を決定し、活火山は火山噴火予知連絡  
215 会の定義に基づいた 111 の火山とした。そして、活動火山対策のために観測、測量、

216 調査及び研究の充実等が必要な火山は、火山噴火予知連絡会が「火山防災のために  
217 監視・観測体制の充実等が必要な火山」とした 51 火山となった。これらを受けて、  
218 火山本部は、調査観測計画の策定において、総合基本施策で示された「当面 10 年  
219 間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項」に従い、「基盤的な調  
220 査観測」、「機動的な調査観測」、「リモートセンシング技術の活用」、「物質科  
221 学分析体制の構築」、「データベース・データ流通」の各調査観測項目の具体的方  
222 針を整理することとした。

223

## 224 5. 火山に関する調査観測の進むべき方向性

225 国として推進する火山に関する総合的な調査観測は、多様な火山活動や火山ハザ  
226 ードを把握・予測するための調査及び研究の推進の基盤となる。また、この調査観  
227 測は、調査及び研究を通じて、科学的根拠に基づく意思決定を支援するものであり、  
228 活動火山対策の強化、特に火山噴火による被害の軽減に資する。

229 多様な火山活動の全体を把握するために、調査観測対象の特性を活かし、既存の  
230 地球物理観測体制の拡充と、物質科学分析体制の新たな整備を実施し、多項目観測  
231 のより一層の推進を図る。そのためには、関係行政機関、大学、研究機関等の更な  
232 る緊密な連携を進める。そして、この調査観測体制を持続可能なものとするために、  
233 観測機器・設備等の長期継続性と更新性の確保や、火山専門人材育成体制との連携  
234 及び調査観測の効率化が必要である。

235 充実した調査観測体制の構築により得られる、火山に関する多項目観測データの  
236 取得と総合的な解析・分析結果は、我が国の火山学術研究の発展にも貢献する。ま  
237 た、火山に関する調査観測における我が国の国際的リーダーシップの確立と国際連  
238 携の推進に資する。

239

## 240 6. 計画の基本的考え方

241 本計画は、我が国の火山に関する総合的な調査観測のグランドデザインである。

242 当面 10 年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項の具体的方  
243 針を示すとともに、長期的かつ持続的に計画を遂行するための望ましい姿を提示す  
244 るものである。本計画は、時空間的に極めて多様な火山活動を理解するための基盤  
245 となる多項目観測体制の具体的なあり方を示している。

246 その特徴は、

247 ①静穏期から噴火時・噴火後までの一貫した観測を実施する基盤的な調査観測に、

248 柔軟で機動的な調査観測を組み合わせる観測戦略  
249 ②地球物理学的観測と物質科学分析を両輪とする調査観測  
250 ③火山に関する多項目観測データの効果的かつ効率的な流通・公開  
251 である。  
252  
253 本計画に従い、調査観測体制が整備されることで、火山に関わる科学分野の有機  
254 的な連携も進展し、火山に関する総合的な評価と、多様な火山活動・ハザードの把  
255 握・予測に関する研究が推進される。本計画に基づいて、科学技術立国であると同  
256 時に火山大国でもある日本にふさわしい世界屈指の火山に関する調査観測体制の  
257 構築を目指す。

258 第2章 火山に関する総合的な調査観測の実施について

259 <本章の構造>

260 火山に関する総合的な調査観測の推進の基本的な考え方と、これまでの調査観測  
261 の実績を踏まえ、本計画において、国として以下の項目からなる総合的な調査観測  
262 を推進する。

1. 基盤的な調査観測

(1) 陸上の基盤的な調査観測

(1) — 1 地震観測

(1) — 2 地殻変動観測

(1) — 3 その他

(2) 海域の基盤的な調査観測

(3) 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査

2. 機動的な調査観測

3. リモートセンシング技術の活用

4. 物質科学分析

263

264 この構成に基づいて、調査観測項目ごとに、1) 基本的な考え方、2) 調査観測の  
265 現状、3) 今後の計画、を整理した。

266 <各調査観測項目の概要>

267 「1. 基盤的な調査観測」では、火山に関する総合的な調査観測や評価の基盤と  
268 なる、静穏期から噴火時・噴火後までの一貫した観測を実施する項目を整理した。調  
269 査観測体制を「陸上」及び「海域」に分け、火山に関する調査観測の基盤となる常時  
270 観測の方針を示した。陸上については、特に重要な「地震観測」及び「地殻変動  
271 観測」について重点的に記述した。また、調査及び研究の基礎情報となる噴火履歴・  
272 火山体構造の基礎情報調査を整理した。

273 「2. 機動的な調査観測」では、基盤的な調査観測に対し、より柔軟に火山活動の  
274 变化等に応じて集中的な観測点配置や降灰調査・火山ガス観測等を実施する「機動  
275 的な調査観測」を整理した。

276 「3. リモートセンシング技術の活用」では、衛星観測などのリモートセンシ  
277 グ技術を、基盤的・機動的な調査観測の両方で活用する手法として整理した。

278 「4. 物質科学分析」では、火山灰、噴石、火山ガスなどの物理・化学的性質の物  
279 質科学分析について整理した。物質科学分析は基盤的・機動的な調査観測との連携  
280 が重要である。また、物質科学分析は、1. ~ 3. で中心的な手法となる地球物理観  
281 測とともに、火山に関する調査観測の車輪の両輪とするべき分野である。

282 1. 基盤的な調査観測

283 (1) 陸上の基盤的な調査観測

284 陸上の基盤的な調査観測体制は、陸上の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の把握と予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準で推進するために必要である。そのため、総合基本施策においては、陸上の基盤的な調査観測の基本目標として、「陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化」が設定された。

289 以下では、陸上の基盤的な調査観測として、地震観測と地殻変動観測の基本的な考え方と、これまでの調査観測の現状を示したのち、常時観測点（防災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET）により、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するための調査観測計画を提示する。そして、地震観測と地殻変動観測以外、あるいは両方に係る内容を、その他として整理する。

296 (1) — 1 地震観測

297 1) 基本的な考え方

298 地震観測では、噴火の時期や場所の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するために、火山性流体（マグマ・熱水）の移動や、それに伴う火山体や周辺地殻内の応力変化による地震活動の推移とその発生要因を評価する。

302 地震観測においては、地殻内(30 km 以浅)において深部から浅部で発生する震動現象を、短周期地震計あるいは広帯域地震計等を用いて観測する。主な観測対象は、深部(10~30 km)では深部低周波地震、マグマだまり(5~10 km)付近及び、浅部(~5 km)では火山性地震・微動である。マグマだまり以浅での火山性地震・微動を調べるには、火山周辺にボアホール型地震計4点を配置することが基本であり、これに加えて想定火口 15 km 以内の範囲に6~8 点以上の地表設置を含めた観測点を方位分布と距離に偏りがない条件で配置するのが理想である。また、マグマだまり以深での深部低周波地震を調べるには、広域に展開されている地震の基盤観測網も活用する。

312 2) 調査観測の現状

313 防災科学技術研究所と気象庁が、それぞれ V-net と気象庁常時観測体制を

314 整備・運用し、陸上での地震観測を実施している。また、防災科学技術研究  
315 所と気象庁は、それぞれの目的に沿った調査観測をしてきた大学や他機関の  
316 協力も得つつ、各火山の地震活動の評価を実施してきた。しかし、調査及び  
317 研究を一定の水準で推進するために必要な観測点配置等の検討や、その検討  
318 に基づく計画的な整備・運用・更新・高度化の推進は不十分である。

319

### 320 3) 今後の計画

321 防災科学技術研究所と気象庁は、当面、活動火山対策のために観測、測量、  
322 調査及び研究の充実等が必要な 51 火山について、国としての基盤観測網と  
323 して、既存の常時観測点を運用・更新・高度化する。そして、当面の目標と  
324 して、既存の観測点を含めたボアホール型地震計を、一火山につき最低限 4  
325 点配置されるように順次整備する。

326 火山本部は網羅的に各火山の地震活動の調査を行うとともに震源決定精度等を考慮して観測点配置の方針を検討する場を設置する。噴火の場所や様式の予測等が可能となるような調査及び研究のさらなる推進のためには、想定火口 15 km 以内の範囲に 6～8 点の観測点を方位と距離に偏りがない条件で配置するのが理想である。なお、観測点配置の検討に当たっては、方位分布に配慮するが、地形的、地理的な条件により、必ずしも一定数の観測点を理想的な場所に整備できない場合があることに留意する。

327 マグマだまり以深での深部低周波地震を調べるために、地震基盤観測網  
328 (Hi-net の高感度地震計等) のデータを活用する。また、大学、地方公共団体  
329 及びその研究機関等による常設観測点のデータの活用による、マグマだまり  
330 以浅での火山性地震・微動の調査観測の高精度化を期待する。

331

### 332 (1) —2 地殻変動観測

333

#### 1) 基本的な考え方

334 地殻変動観測では、噴火の時期や場所の予測等が可能となるような調査及び研究を一定の水準で推進するために、火山活動に伴う、地殻変動の検知、地殻変動源の位置・形状・変動規模（体積変化量等）の把握とその時空間変化を追跡し、地殻内の複数のマグマ・熱水だまりや開口割れ目や、それらにおけるマグマや熱水の移動等を把握する。

335 地殻変動観測においては、GNSS 観測点と傾斜計を適切に組み合わせて、地  
336 殻内(30 km 以浅)において発生する地殻変動現象を観測する。主な観測対象

347 は、深部(10~30 km)では深部地殻変動源、マグマだまり(5~10 km)を圧力  
348 源とする地殻変動、浅部マグマ・熱水だまり(~5 km)を圧力源とする地殻  
349 変動、ごく浅部(1 km 以浅)では火口近傍やキャップロック直下を圧力源  
350 とする地殻変動である。マグマだまり以浅での変動現象を調べるには、火山  
351 周辺にボアホール型傾斜計4点を方位分布と適切な距離範囲に考慮して配  
352 置することが基本である。また、マグマだまり以深に起因する深部地殻変動  
353 を調べるには GNSS による観測が基本となる。

## 354

## 355 2) 調査観測の現状

356 防災科学技術研究所、気象庁や国土地理院は、それぞれ V-net、気象庁常  
357 時観測体制、GEONET を整備・運用し、火山に関する陸上の地殻変動観測を実  
358 施している。また、防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院は、それぞれ  
359 の目的に沿った調査観測をしてきた大学や他機関の協力も得つつ、各火山の  
360 地殻変動の評価を実施してきた。しかし、調査及び研究を一定の水準で推進  
361 するために必要な観測点配置等の検討や、その検討に基づく計画的な整備・  
362 運用・更新・高度化の推進は不十分である。

## 363

## 364 3) 今後の計画

365 防災科学技術研究所と気象庁は、当面、活動火山対策のために観測、測量、  
366 調査及び研究の充実等が必要な 51 火山について、既存の観測点を含め、国  
367 としての基盤観測網として一火山につきボアホール型傾斜計及び GNSS 観測  
368 点を最低限 4 点配置するように順次整備する。防災科学技術研究所と気象庁  
369 は既存の常時観測点を運用・更新・高度化する。国土地理院は観測点間距離  
370 20 km を目安として GNSS 観測点の運用を継続する。

371 火山本部は網羅的に各火山の地殻変動の調査を行うとともに観測点配置  
372 の方針を検討する場を設置する。噴火の場所や様式の予測等が可能となるよ  
373 うな調査及び研究のさらなる推進のため、地殻変動源をより高精度に推定す  
374 るには、方位と距離に偏りがない条件で 4 点以上の傾斜観測点を整備するこ  
375 とが理想である。なお、観測点配置の検討に当たっては、方位分布に配慮す  
376 るが、地形的、地理的な条件により、必ずしも一定数の観測点を理想的な場  
377 所に整備できない場合があることに留意する。

378 マグマだまり以深での深部地殻変動や火山周辺地域の地殻変動を把握す  
379 るために地震基盤観測網(Hi-net の高感度加速度計等)のデータを活用する。  
380 また、大学と他研究機関等の常設観測点のデータの活用による、マグマだま

381 り以浅での地殻変動の調査観測の高精度化を期待する。

382

383 **(1) —3 その他**

384 陸上の基盤的な調査観測において、地震観測と地殻変動観測以外、あるいは  
385 両方に係る内容は以下である。

386 防災科学技術研究所 V-net と気象庁常時観測体制に、空振計あるいは微気  
387 圧計を設置し噴火現象や表面現象を観測する。ボアホール地震計・傾斜計の  
388 近傍には温度計を設置し地下温度を把握する。

389 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院は、ボアホール型を含む常時観  
390 測点の整備、更新等に関し連絡・調整する場を設置し、火山本部で検討され  
391 た観測点配置の方針の下、地形的、地理的条件等を考慮しつつ、個別の火山  
392 における観測点の配置等に関する具体的な調整を行うとともに、対象火山に  
393 観測点を設置している大学等の意見を聴取する。

394 活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51 火  
395 山以外の活火山については、当面は、地震の基盤観測網やリモートセンシング等に  
396 基づく調査観測を実施する。

397

398 **(2) 海域の基盤的な調査観測**

399 海域の基盤的な観測体制は、海域の火山における火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の把握と予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究を一定の水準で推進するために必要である。そのため、現状において海域の観測では定期的な調査観測の実施が主であることも踏まえて、総合基本施策においては、海域の基盤的な調査観測の基本目標として、「海域観測体制の整備・運用・高度化」が設定された。

405 以下では、海域の基盤的な調査観測の基本的な考え方と、これまでの調査観測  
406 の現状を示したのち、陸上の観測体制のみでは実施できない海域の火山の調査及  
407 び研究を推進するための調査観測計画を提示する。

408

409 **1) 基本的な考え方**

410 海域の基盤的な観測体制においては、陸上の基盤的な観測体制で捉えられ  
411 ない海域火山の活動を把握する。

412 海域火山の基盤的な調査観測においては、火山活動を反映する、噴火現象、  
413 海水変色、地熱活動、地形変化等の上空からの観察や、水中音波や地震活動  
414 等についての多項目地球物理観測を実施する。また、海底地形調査等の海域  
415 火山基礎情報の取得を実施する。

416

## 417 2) 調査観測の現状

418 海上保安庁は、定期火山監視観測、臨時火山活動監視観測や海域火山基礎  
419 情報の取得を実施してきた。また、海洋研究開発機構は、定期的な調査観測  
420 を実施してきた。一方で、海域火山の活動に対応する常時観測体制は欠如し  
421 ている。

422

## 423 3) 今後の計画

424 海上保安庁は、航空機からの目視観測・赤外観測等と、及び無操縦者航空  
425 機による可視光観測・赤外観測・合成開口レーダー等による定期火山監視観  
426 測、臨時火山活動監視観測、並びに測量船を用いた海域火山基礎情報の取得  
427 を継続する。また、海洋研究開発機構は、海底地震計等を用いた多項目の調  
428 査観測を定期的に実施することに加えて、海域の火山の活動に対応する水中  
429 音波・地震活動等の常時観測手法及び体制の整備を検討する。

430

### 431 (3) 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査

432 噴火履歴・火山体構造等の基礎情報は、火山の活動度評価や火山ハザード予測、  
433 噴火の時期、場所、規模、様式、推移の推定に資する調査及び研究を推進する  
434 ために必要である。そのため、総合基本施策においては、基礎情報調査の基本目標  
435 として「噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の推進」が設定された。

436 以下では、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査の基本的な考え方と、これ  
437 までの調査観測の現状を示したのち、火山の活動度評価や火山ハザード予測、噴  
438 火の時期、場所、規模、様式、推移の推定に資する調査及び研究を推進するため  
439 の調査観測計画を提示する。

440

## 441 1) 基本的な考え方

442 噴火履歴の基礎情報は、過去の噴火活動履歴や火山災害の要因となる噴出

443 物分布域であり、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、火山ハザード予測等に貢献する。また、火山体構造の基礎情報は、マグマだまりや熱水だまりの位置、浅部キャップロックの位置や形状、マグマや熱水の上昇経路であり、火山活動を支配する場やその状態の把握に貢献する。

447 陸上における噴火履歴の基礎情報調査では、トレンチ調査やボーリング調査等を活用し、最近約1万年以内の噴火履歴を高精度に復元する。海域における噴火履歴の基礎情報調査では、適切な方法での試料採取等を実施し、噴火履歴を高精度に復元する。また、火山体構造の基礎情報調査では、陸上と海域の両方の主要な火山において、比抵抗構造探査、地震波構造探査、音波探査等によって、地殻内(30 km 以浅)の、マグマ噴火の主たる場であるマグマ供給系から、水蒸気噴火の主たる場である浅部構造までを、対象火山の特徴を考慮しつつ効率的に調査する。

## 456 2) 調査観測の現状

457 基礎情報調査は陸上や海域の火山において、関係行政機関や研究機関等で  
458 それぞれの目的のために実施されてきたが、噴火履歴と火山体の基礎情報調査  
459 の両方において、その必要性を一元的に検討した上での計画的な調査・探  
460 査は不十分である。

## 462 3) 今後の計画

463 噴火履歴の基礎情報調査では、産業技術総合研究所は火山地質図、国土  
464 地理院は火山基本図と火山土地条件図、海上保安庁は海底地形図の作成等  
465 を継続する。陸上火山では、最近約1万年以内の噴火履歴情報を取得する  
466 ためのトレンチ調査やボーリング調査等を実施する。また、海域火山で  
467 は、高精度な噴火履歴情報を取得するため、適切な手法での試料採取等を  
468 実施する。

469 火山体構造の基礎情報調査においては、比抵抗構造探査、地震波構造探  
470 査、音波探査等を実施する。構造探査においては、地殻内(30 km 以浅)の  
471 マグマ供給系や浅部構造を調べるため、基本的には想定火口から半径30 km  
472 以内を目安に観測点を展開するが、想定される噴火様式や対象火山の周辺  
473 状況に応じ、場合によっては想定火口から半径30 km 以遠での展開も考慮  
474 する。

475 火山本部が実施する基礎情報調査の対象火山については、111の活火山を  
476 対象とし、実現性、科学的意義等を考慮して、火山本部が選定する。特

477 に、当面、近年噴火が発生、あるいは噴火の準備過程にあると評価された  
478 火山や過去の基礎情報調査が不十分な火山を優先的に調査する。

479 火山本部が実施する噴火履歴と火山体構造の基礎情報調査における共通  
480 事項は以下である。事前調査を含む準備と後処理が必要なため、調査は可  
481 能な限り複数年の実施とする。また、可能な限り複数の調査・探査手法を  
482 同じ火山において実施する。さらに、可能ならば陸上から海域への調査の  
483 接続を考慮し陸上から沿岸域への連続的な調査を企図する。これらに加え  
484 て、基礎情報調査の結果の更なる活用のため、調査やデータ取得の手法の  
485 標準化や、物質科学分析体制との連携を企図する。

486 2. 機動的な調査観測

487 火山に関する機動的な調査観測は、基盤的な調査観測のみでは捉えることができ  
488 ない変動現象を効果的・効率的な観測により捉えるものであり、火山活動の状態や  
489 火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の把握と予測、及びこ  
490 れらに基づく火山ハザードの予測の精度を向上させるために必要である。そのため、  
491 総合基本施策においては、機動的な調査観測の基本目標として、「機動的な調査観  
492 測の推進」が設定された。

493 以下では、機動的な調査観測の基本的な考え方と現状を示したのち、機動的な調  
494 査観測を推進するための調査観測計画を提示する。

495

496 1) 基本的な考え方

497 機動的な調査観測においては、基盤的な調査観測のみでは捉えることができ  
498 ない変動現象の把握や、それに基づくマグマだまりや熱水だまりの位置の  
499 把握、噴火の場所や様式の予測の精度向上を目的とする。

500 上記の目的を達成するために、機動的な調査観測においては、噴出物、火  
501 山ガス、熱観測等の常時観測が困難な項目を観測する。加えて、地震活動や  
502 地殻変動、空振等を集中的な観測点配置により観測し、震源や地殻変動源、  
503 空振源を精密に把握する。

504

505 2) 調査観測の現状

506 機動的な調査観測は、大学、研究機関、関係行政機関等がそれぞれの目的  
507 で実施してきた。特に、噴火時等の火山活動の活発化時等には、各機関に  
508 よる個別対応を基本としつつ、状況に応じて一時的に協力して調査及び研究  
509 を行う体制を構築してきた。このような状況を踏まえ、火山に関する総合的  
510 な評価のための機動的な調査観測を、陸域及び海域において、効果的・効率  
511 的に実施するために、大学、研究機関、関係行政機関が参画する機動的な調  
512 査観測・解析グループが防災科学技術研究所に令和6年度から設置され、火  
513 山本部の方針の下で、機動的な調査観測を実施してきた。

514

515 3) 今後の計画

516 火山本部火山調査委員会機動調査観測部会が調査観測項目を含む実施計  
517 画を策定し、機動的な調査観測・解析グループがこれに基づき調査観測を実

518 施する。また、緊急時には、機動的な調査観測・解析グループからの緊急観  
519 測提案を火山調査委員会委員長が承認することにより、調査観測を実施する。  
520 機動的な調査観測・解析グループは、基盤的な調査観測では捉えられない変  
521 動を捉えるべく、基盤的な調査観測の状況も考慮しつつ、火口周辺等に観測  
522 機器を展開する。また、機動的な調査観測・解析グループ等は、迅速な噴出  
523 物分析のために物質科学分析体制と連携する。気象庁は、常時観測網では捉  
524 えられない現象の現地観測、常時観測網に加え観測体制を強化するため、火  
525 口周辺等において、火山観測機器の設置・観測を実施する。国土地理院は火  
526 山地域や顕著な地殻変動が予想される地域で GEONET を補間する観測を実施  
527 する。

528 機動的な調査観測・解析グループ、気象庁、国土地理院は、機動的な調査  
529 観測を連携して実施するための連絡・調整・データ共有を行う仕組みを整備  
530 する。

531 火山本部は、様々な機関による機動的な調査観測で得られたデータを火山  
532 の総合的な評価に用いるため、標準的な観測手法や品質管理の仕組みを検討  
533 する。

534 大学、研究機関等がそれぞれの目的で実施する機動的な観測についても、  
535 火山に関する総合的な評価のための成果の共有と、連絡・調整・データ共有  
536 を行う仕組みへの参画を期待する。

537

538 3. リモートセンシング技術の活用

539 火山の基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用は、火  
540 山活動や火山ハザードの把握と予測、噴火発生の即時把握を実施するために必要で  
541 ある。そのため、総合基本施策においては、リモートセンシング技術の活用の基本  
542 目標として、「基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用」  
543 が設定された。

544 以下では、リモートセンシング技術の活用の基本的な考え方と、これまでの調査  
545 観測の現状を示したのち、リモートセンシング技術の活用を推進するための調査観  
546 測計画を提示する。

547

548 1) 基本的な考え方

549 基盤的・機動的な調査観測においては、火山活動の状態の面的な把握や、  
550 大規模噴火を含む噴火活動時の噴煙や広域に及ぶ火山ハザード等の把握の  
551 ために、リモートセンシング技術を活用する。現地観測が制限される場合等  
552 において、リモートセンシング技術により、火山活動の状態把握や推移予測、  
553 噴火発生即時把握及び火山ハザードを把握する。

554 上記を達成するために、リモートセンシング技術の活用として、衛星、航  
555 空機、地上観測機器、ドローン等を用いて、火山活動や噴火活動に伴う、地  
556 裂変動、地形変化、熱異常、火山ガス、噴出物分布（噴煙、堆積物を含む）、  
557 及び海上変色域の把握を実施する。

558

559 2) 調査観測の現状

560 気象庁、国土地理院、宇宙航空研究開発機構は、「火山防災分野における  
561 人工衛星を用いた情報提供協力に関する協定」を令和6年度から締結してい  
562 る。上記協定に基づいて設置された火山活動衛星解析グループについては、  
563 ・気象庁と国土地理院が共同事務局を担い、宇宙航空研究開発機構が人工衛  
564 星データを提供するという分担により運営されてきた。  
565 ・研究機関等は、上記協定に基づき、火山活動評価及び噴火活動把握のため  
566 に、同グループへの参加をし、  
567 -宇宙航空研究開発機構の衛星「だいち」、「だいち2号」及び「だいち4  
568 号」の合成開口レーダー(SAR: Synthetic Aperture Radar)のデータを  
569 用いた、火山活動や噴火活動に伴う、地殻変動、地形変化、噴出物分布  
570 の観測

571 -宇宙航空研究開発機構の衛星「しきさい」の多波長光学放射計データ及  
572 びデータ処理を施した生成物を用いた、海域火山活動に伴う海上変色域  
573 の観測

574 などの衛星データ利用や火山学の研究に取り組んできた。

575 これに加えて、リモートセンシングに関する取組としては、以下の事項を  
576 あげることができる。

- 577 ・気象庁は、気象庁の衛星「ひまわり」を用いての火山噴煙や熱異常の把握  
578 や、地上設置カメラやドローンを用いて、噴火活動等の表面現象の把握を  
579 実施
- 580 ・噴火時等の SAR 観測・運用スキーム（「災害の軽減に貢献するための地震  
581 火山観測研究計画」平成 30 年度年次報告（機関別）を参照）の関係機関  
582 は、当該スキームに基づいて、航空機搭載型の合成開口レーダーにより、  
583 火山観測を実施
- 584 ・大学、研究機関等の関係機関は、各自の協定に基づいて地殻変動や熱異常  
585 等の衛星リモートセンシングを実施、解析手法の開発や高度化を実施

586

### 587 3) 今後の計画

588 火山活動衛星解析グループ、気象庁、噴火時等の SAR 観測・運用スキーム  
589 （「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画」平成 30 年度年次  
590 報告【機関別】を参照）の関係機関は、これまでの観測を継続するとともに、  
591 高度化を検討する。気象庁は、これまでの取組に加えて、気象衛星・気象レ  
592 ーダー等の観測データを用いた、噴煙高度の把握等、噴火規模の推定技術の  
593 高度化を実施する。また、火山活動活発時に機動的に現場に赴き、ドローン  
594 を用いて、刻々と変化する火山活動状況を継続的に把握する。

595 大学、研究機関等の関係機関は、二酸化硫黄観測、熱異常観測、地殻変動、  
596 地形把握等のリモートセンシング技術の多項目化への開発及び高度化を推  
597 進することで、火山活動評価及び噴火活動把握に貢献することが期待される。

598 関係機関等は、他国の衛星を含む新しい衛星が利用可能となり、火山活動  
599 やハザードの把握に資する場合には積極的に活用する。

600

601 4. 物質科学分析

602 基盤的・機動的な調査観測における火山噴出物の物質科学分析とその体制構築は、  
603 火山活動の推移把握や、噴火の様式や規模、推移の予測に必要である。そのため、  
604 総合基本施策においては、物質科学分析体制の構築の基本目標として、「基盤的・  
605 機動的な調査観測のための物質科学分析体制の構築」が設定された。

606 また、物質科学分析体制のあり方を示すものとして、令和7年7月に報告書「物  
607 質科学分析体制のあり方～世界屈指の火山物質科学分析の中核拠点を目指して～」  
608 が調査観測計画検討分科会において取りまとめられた。

609 物質科学分析の基本的な考え方と、これまでの調査観測の現状を示したのち、火  
610 山活動の推移把握と予測に貢献する物質科学分析を推進するための調査観測計画  
611 を以下に提示する。

612

613 1) 基本的な考え方

614 基盤的・機動的な調査観測のための物質科学分析体制を構築し、火山噴出  
615 物等の組織や化学組成を分析し、火山活動の推移把握等のための情報を取得、  
616 噴火様式や規模、推移の予測に貢献する。

617 具体的には、静穏期に実施される調査によって得られた噴出物試料及び噴  
618 火時等の火山活発時等に採取された試料において、火山噴出物の鉱物・ガラ  
619 ス化学組成、揮発性成分量、全岩化学組成、結晶量、気泡量、ガス化学組成、  
620 熱水化学組成等を取得する。

621 こうした火山噴出物の物質科学分析に基づき、マグマ温度、マグマ供給系  
622 変化、噴火の爆発性、噴火様式、噴出率等を調べる。さらに、マグマ蓄積圧  
623 力（深度）、深部マグマの供給、マグマ上昇率や、熱水系温度等を可能な限  
624 り推定する。

625

626 2) 調査観測の現状

627 静穏期、噴火時等の火山活発時等とともに、大学、研究機関等の関係機関が  
628 個別にまたは一時的に連携して調査観測を実施してきており、噴出物に対する  
629 多角的・総合的な分析を推進する一元的な分析体制は欠如していた。

630

631 3) 今後の計画

632 物質科学分析体制の中核拠点として、火山噴出物分析センターを新たに整  
633 備する。その整備及び運用は、火山本部の方針の下で、防災科学技術研究所  
634 が担うものとする。火山噴出物分析センターは、物質科学分析に関して、以  
635 下の項目を実施する。

636 -火山本部の方針に従い、標準的な分析スキームや分析計画を検討する  
637 場を設置し、火山噴出物の物質科学分析を実施している大学や研究機  
638 関と共同でこれらを検討する。

639 -噴火時等の火山活発時等には機動的な調査観測・解析グループなどが  
640 採取した試料の迅速な分析を実施し、火山調査委員会へ分析結果を共  
641 有する。

642 -機動的な調査観測・解析グループと密接に連携し、採取される試料を  
643 効果的かつ効率的に分析へ供するための方策を検討する。

644 -活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な 51  
645 火山を主な対象に、基盤的な調査観測等で取得される、火山に関する  
646 総合的な評価に資する噴出物試料の計画的な分析を実施する。

647 -整備する分析装置は共同利用設備として運用する。

648 火山噴出物分析センターの取組のほか、大学、研究機関等の関係機関がそ  
649 れぞれの目的で実施する物質科学分析について、火山に関する総合的な評価  
650 のための成果の共有や、先端的な学術研究における物質科学分析の知見につ  
651 いて協力を得ることを期待する。

652

653 第3章 火山に関する総合的な調査観測の結果の流通と公開

654

655 1. 調査観測結果の流通と公開の基本的な考え方

656 調査及び研究の更なる推進のため、多様な火山活動や火山ハザードに関する観測  
657 データ等を一元的に収集・整理・流通・公開させるデータベースとデータ流通の仕  
658 組みを構築する。火山に関する調査観測結果等の流通と公開は、我が国全体の活動  
659 火山対策の強化と火山現象の理解のために必要である。そのため、総合基本施策に  
660 おいては、火山に関するデータベース・データ流通の基本目標として、「データベ  
661 ースの整備・運用・更新・高度化」と「データ流通プラットフォームの整備・運用・  
662 更新・高度化」が設定された。

663 火山に関する調査観測結果を公開するデータベースやデータを流通する仕組み  
664 を整備する取組は関係行政機関、大学、研究機関や、それらの間ですでに実施され  
665 てきた。そこで、火山に関する総合的な調査観測においては、調査観測結果の収集、  
666 処理、提供等の流通を、既存のデータベース及びデータ流通の仕組みを維持、ある  
667 いは改良することで推進する。以下にその方針を具体的に記す。

668 国としての調査観測計画に位置付けられた、基盤的な調査観測、機動的な調査観  
669 測、リモートセンシング、物質科学分析等の多項目の調査観測結果は、公開を原則  
670 とし、円滑な流通を企図する。地震・傾斜・空振等の原データ（連続波形、イベン  
671 ト波形等）については、リアルタイムデータ流通を促進するとともに、長期間にわ  
672 たるアーカイブを実施する。地震・傾斜・空振等の処理データ（検測値等）につい  
673 ては、可能な範囲で流通させる。GNSS 連続観測データとその解析結果については、  
674 流通させるとともに長期間にわたるアーカイブを実施する。また、火山体構造や噴  
675 火履歴等の基礎情報調査の結果、機動的な調査観測で得られたデータ、噴出物や火  
676 山ガス等を含む多項目データ、火山ハザード履歴のデータや、ハザードマップを公  
677 開し、衛星リモートセンシングデータ及びその解析結果を提供・公開する。さらに、  
678 データ解析をシステム上で実行可能なデータ流通プラットフォーム等を構築する。  
679 これらに加えて、長期的なデータの系統的な解析や多項目データの解析が可能にな  
680 るように、各種データの所在を明確化する。関係行政機関、研究開発法人等の研究  
681 機関、地方公共団体及びその他研究機関等、並びに大学はデータ流通と公開を推進  
682 する。

683

684 2. 火山に関するデータベース・データ流通の現状

685 各機関における火山に関するデータベース・データ流通の現状は次のとおりである。

- 686 · 防災科学技術研究所は、Japan Volcanological Data Network (JVDN) システム（常  
687 時観測点のデータはもとより、大学等の常設観測点のデータや、研究者個人のデ  
688 ータも保管・公開が可能）を維持管理し、多項目データを流通・保管・公開して  
689 いる。
- 690 · 気象庁は、常時観測の原データをリアルタイム流通させつつ、アーカイブ化を進  
691 めるとともに、処理・解析・評価等を経て、それぞれの処理の段階におけるデ  
692 タも公開している。さらに、気象庁は、機動的な調査観測のデータを、データベ  
693 ースあるいは情報・資料として保管している。
- 694 · 国土地理院は、全国の電子基準点の GNSS データを収集し、その GNSS データ及び  
695 衛星 SAR 解析結果をウェブサイトで提供及び公開しており、また、火山土地条件  
696 図・火山基本図を公開している。
- 697 · 海上保安庁は、海域火山データベースにおいて、航空機や測量船による定期観測  
698 結果を公開するとともに、日本海洋データセンターを通じて水深データを提供し  
699 ている。
- 700 · 産業技術総合研究所は、火山地質図と火山データベースを公開している。

701 データ流通に関しては、気象庁、防災科学技術研究所、各大学は、個別の協定に  
702 基づき、TDX(データ交換システム)を通じて、地震波・傾斜・空振等の原データをリ  
703 アルタイム流通させている。関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共  
704 団体及びその他研究機関は、個別の協定に基づきデータ流通を実施している。

### 705

### 706 3. 今後の推進方策

707 防災科学技術研究所、気象庁、国土地理院、海上保安庁、産業技術総合研究所は、  
708 各々が有する既存のデータベースとデータ流通の仕組みを整備・運用・更新・高度  
709 化する。

710 防災科学技術研究所は、関係機関のニーズを踏まえつつ、JVDN システムを、例え  
711 ば以下の機能を持つものへと順次改良を検討する。

712 - 地震・傾斜・空振等の原データのデータ流通と長期間にわたるアーカイブを  
713 推進するために、データの取得を容易にする環境を整備し記憶装置を冗長化  
714 及び大容量化する。

715 - 地震・傾斜・空振等の処理データの流通を推進するために、気象庁等による  
716 検測値や震源決定の結果等を公開する。

717 - 地震・傾斜・空振等の処理データに基づく調査及び研究を推進するため、デ

718 ータ解析をシステム上で実行可能なデータ流通プラットフォーム等を構築す  
719 る。

720 -機動的な調査観測の結果を収録及び整理し公開する。

721 -噴出物や火山ガス等の多項目データを収録及び整理し公開する。

722 -建物、電力設備、農業被害等の火山ハザード履歴を収録及び整理し公開する。

723 -データの所在を明確化し各機関の既存データベースを有効活用するためにポ  
724 ータルサイト機能を付加し、既存データベースをリンクにより共有する。

725 -火山調査委員会の評価文及び資料、気象庁の火山活動解説資料、火山噴火予  
726 知連絡会会報の資料等へのリンクにより共有する。

727 火山本部は、基礎情報調査により得られる火山体構造や噴火履歴調査の結果を公  
728 開する。海洋研究開発機構は、基盤的な調査観測における定期的な観測の結果を公  
729 開する。関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその他研究  
730 機関等、並びに大学は、適切なデータポリシーの下で、データを流通・公開する。

731 火山本部は、調査及び研究の更なる推進に資するデータベース・データ流通を検  
732 討する場を設置し、特に JVDN システムで収録・公開すべきデータ項目やデータフ  
733 オーマット、プラットフォームのあり方や、その期待される効果等を整理する。

734 関係行政機関、研究開発法人等の研究機関、地方公共団体及びその他研究機関等、  
735 並びに大学は、上記を達成するために、必要に応じて、各種協定を締結又は更新す  
736 る。

737

738 おわりに

739 本調査観測計画は、多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測し、火山噴火による被害の軽減を図るため、科学的知見を十分に生かすことが出来る効果的かつ効率的な計画を提示した。

742 火山活動という極めて複雑な自然現象を把握し予測するための調査及び研究を推  
743 進するべく、多項目観測データの取得とその流通・公開からなる、世界屈指の調査観  
744 測体制を、すべての関係者の連携のもと、整備する必要がある。

745 国として、火山調査研究推進本部は、この調査観測体制を基盤として、多様な火山  
746 活動や火山ハザードの把握・予測をするための調査及び研究を推進する。さらに、将  
747 来的に全国 111 活火山の知見を統合のうえ、火山に関する総合的な評価を進めて、活  
748 動火山対策に貢献する。

749 加えて、火山に関する総合的な調査観測体制は我が国の火山学術研究の更なる飛躍  
750 にも寄与するものであり、学術界の積極的な参画も必要である。

751 火山に関する調査及び研究を通じて、活動火山対策の強化に貢献するため、本調査  
752 観測計画に基づき、我が国の火山に関する総合的な調査観測を推進し、関係者が一丸  
753 となって努力していかなければならない。